

神奈川県監査委員公表第 8 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年 5 月 15 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	長 峯 徳 積
同	堀 江 則 之
同	飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名
教育局支援教育部
- 2 監査実施日
平成 23 年 7 月 27 日（平成 23 年 6 月 20 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 23 年 11 月 4 日（神奈川県公報号外第 68 号）神奈川県監査委員公表第 16 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 物品管理事務において、重要物品であるロッカー型放送機の廃棄に当たり、備品出納簿等に記載していなかった。 (子ども教育支援課)	指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、廃棄処分を行った際に、必要な帳票への記載をするという認識がなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、再発防止に向けて、規則及び備品管理事務の手引等に基づく手順を遵守し、適切な備品管理の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。